

大阪市に寄せられた要望等と対応方針【対応方針の検討が必要なもの】（令和８年６月分）

本市に寄せられた要望等について、対応方針を検討し、対応したものを掲載しています。

◆ 水道・下水道

	要望者区分	市民		
要望日	令和８年５月２３日（土曜日）１件 令和８年５月２５日（月曜日）１件 計２件	回答日	令和８年６月８日（月曜日）	
標 題	要望等記録制度で扱って下さい２			
要望等の概要	・ 市民の意思を尊重し、対話拒絶をしない組織が水道メーターの検針をしてほしい。 ・ 検針票については、然るべき検針業者と担当者名が明記されたものを直接投函してほしい。			
対応方針の概要	要望等に対する回答書を作成し、令和８年６月８日に送付しましたが、受取拒否する旨を記載したメモが貼付されて、令和８年６月１５日に返戻されました。			
担当部署	水道局 総務部 お客さまサービス課		電話	06-6616-5473